

地福第 2078 号
平成 23 年 12 月 15 日

大阪府知事指定養成研修事業者 様

大阪府福祉部地域福祉推進室長
(公印省略)

大阪府知事指定養成研修事業における指定要綱及び実施要領の改正
ならびに留意事項の周知について

日ごろより大阪府の福祉行政の推進にご協力いただき、誠にありがとうございます。

今般、「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」(平成18年9月29日厚生労働省告示第538号)の一部改正により、同行援護従業者養成研修の実施に係る要綱等が制定されたことに伴い、本府指定養成研修事業における要綱等を一部改正しましたのでお知らせします。また、研修事業の実施にあたっては、別紙をご参照頂き、下記留意事項にご配慮いただきますようお願いいたします。

なお、本府地域福祉課のホームページにおきましても同様の内容を掲載しておりますので、ご参照ください。

記

1. 改正する指定要綱及び実施要領

大阪府居宅従業者養成研修従業者養成研修事業者指定要綱
大阪府居宅介護従業者養成研修事業実施要領
大阪府介護員養成研修事業者指定要綱
大阪府訪問介護員養成研修事業実施要領
大阪府介護職員基礎研修事業実施要領
大阪府重度訪問介護従業者養成研修事業者指定要綱
大阪府重度訪問介護従業者養成研修事業実施要領
大阪府難病患者等ホームヘルパー養成研修事業者指定要綱
大阪府難病患者等ホームヘルパー養成研修事業実施要領

2. 主な改正点

- (1) 同行援護従業者養成研修事業者指定要綱の制定に伴う所要の改正
- (2) 障害の「害」を「がい」に改めるための所要の改正

- (3) 大阪府居宅介護従業者養成研修事業実施要領及び大阪府訪問介護員養成研修事業実施要領における別紙1及び別紙2「研修の科目及び内容」における追記等

3. 留意事項

訪問介護員養成研修においても障がい者の介助にあたることに鑑み、障がい者の移動支援に係る演習については、実施要領の留意事項を確認の上、障がい者支援の経験がある講師を配置して演習を実施するなど、障がい特性について十分な理解を得られるように配慮すること。

【問い合わせ先】

大阪府 福祉部 地域福祉推進室 地域福祉課
事業者育成グループ 担当：中村
TEL 06-6944-9165、FAX 06-6944-6681
E-mail chiikifukushi-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp
URL <http://www.pref.osaka.jp/chiikifukushi/youkou/index.html>